

## <ダイヤモンド保証利用規約>

三菱自動車特約販売会社の三菱ディーラー店舗でお買上げいただいたお車に、万一、不具合が生じたときは、表面のダイヤモンド保証利用規約(以下「保証書」といいます)に従って修理(以下これらを総称して「保証修理」といいます)が受けられます。ダイヤモンド保証ハンドブック(以下「ハンドブック」といいます)もご用意しておりますので、こちらも必ずお読みください。なお、保証書とハンドブックの内容に齟齬のある場合は、保証書の内容が優先するものとします。

### 1.保証の内容

保証書は、保証書に記載のお客様に対して、保証書に記載の自動車(以下「対象車両」といいます)に組付けられている各部分(タイヤ、チューブ等、保証対象外部品を除く)に材料上または製造上の不具合が生じ、かつ、お客様からの申し出があった場合、保証書に示す期間と条件に従って保証修理をすることを保証書記載の三菱自動車特約販売会社(以下「表記販売店」といいます)が約束するものです。

保証修理は、部品の交換あるいは補修により行います。この保証修理により交換した不具合部品は表記販売店の所有となります。なお、保証修理の方法は、保証修理を行う表記販売店が相当と判断した方法で行います。ただし、メーカー保証(一般・特別・市場措置)、部品保証、整備保証等、他の有効な保証がある場合はそちらが優先されるものとします。

### 2.保証期間および保証対象

(1) 保証期間および保証修理の対象となる部品(以下「対象部品」といいます)はつぎのとおりとします。

対象部品:対象車両における以下を除く全部品  
・ボデー内外装部品(塗装・錆びを含む)  
・消耗部品等及び油脂類等(詳細はハンドブック「ダイヤモンド保証 保証対象外部品について」参照)

保証期間:保証内容により異なります。表記の内容をご確認ください。

- ・ダイヤモンド保証の場合  
ダイヤモンド保証の基本保証期間は、対象車両の中古車登録日(中古車届出日)から1ヵ年、ダイヤモンド保証プレミアムは3ヵ年とします。(以下「基本保証期間」といいます)
- ・ダイヤモンド保証プラス(以下「延長保証」といいます)にご加入の場合  
基本保証期間に加え、保証書記載の延長保証期間が加算されます。

(2) ダイヤモンド保証およびダイヤモンド保証プレミアムの基本保証期間途中にダイヤモンド保証プラスにご加入いただくことはできません。  
(3) 構内使用車など、登録(届出)しないで使用する対象車両については、上記(1)の「中古車登録日(中古車届出日)」を「表記販売店がお客様に対象車両を引き渡した日」に読み替えるものとします。  
(4) 保証修理時に交換部品として新たに対象車両に装着した部品も保証修理の対象になりますが、保証期間の延長はいたしません。  
(5) 別扱いの保証

つぎに示す部品または架装部位は、保証修理の対象とはなりません。ただし、該当部品または、架装部位の各製造元が独自に設定している保証の対象となることがありますので、まずは表記販売店はじめ全国の三菱自動車特約販売会社(以下「特約販売店」といいます)にご相談ください。  
①タイヤ、チューブ  
②バッテリー(補機用) ※充電については登録から1年以内に限り、無料で受けられます。  
③その他特約販売店等で取り付けた部品・用品  
④特装車両の架装部品

### 3.保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、必ず表記販売店にご連絡のうえで表記販売店または特約販売店へ対象車両をお持ちいただき、保証書及びメンテナンスノート(または定期点検整備記録簿)をご提示のうえ保証修理をお申し付けください。保証書およびメンテナンスノート(または定期点検整備記録簿)をご提示いただけない時は、保証修理を受けられない場合があります。

### 4.お客様にお守りいただく事項

保証修理を受けるためには、お客様の正しいご使用と点検整備が必要です。つぎのことを必ずお守りください。

- 対象車両の取扱説明書に示す正しいお取り扱いおよびお手入れの実施。
- 法令で定められた日常点検、定期点検整備の実施。
- 対象車両の自動車メーカーが指定する点検整備の実施と定期交換部品および油脂類の指定どおりの交換。
- 定期点検整備の実施が証明できるメンテナンスノート(または定期点検整備記録簿)の携行。

### 5.保証修理しない事項

- 前項記載のお客様にお守りいただく事項のいずれかをお守りいただけなかったことに起因する不具合には、保証修理いたしません。
- つぎに示す現象等、不具合と認められないものは、保証修理いたしません。
  - ①機能上影響が無いと一般的に認められている現象(音、振動、オイルのじみ、操作フィーリング等)
  - ②使用消耗及び経年変化により発生する現象(錆、腐食、消耗部品・油脂類の消耗、内装部品・樹脂部品・塗装面・めっき等の自然退色および劣化、駆動用バッテリーの電池容量低下等)
- つぎに示す示すものに起因する不具合は、材料上または製造上の不具合ではありませんので、保証修理いたしません。
  - ①お客様が自ら行った点検、整備およびお客様が放置したことにより拡大した不具合
  - ②対象車両の自動車メーカーが示す使用方法や仕様の限界を超えた使用(積載量、乗車定員、エンジン回転数、

- 走行速度等)
- ③対象車両の純正部品または指定する油脂類(オイル等)以外の使用。
- ④納車後に装着・架装した部品及び補修(保証修理・メーカー保証としてなされた補修を除く)・改造。
- ⑤レースやラリーあるいは一般に自動車が走行しないような冠水路・荒地・川原・砂丘(オフロード)等での過酷な走行。
- ⑥地震、台風、水害等の天災または事故。
- ⑦煤煙、降灰、酸性雨、オイル、薬品、鳥糞、鉄粉、塩害、飛石等の外部要因による現象。

- (4) 表記販売店及び特約販売店は、つぎに示す費用は負担いたしません。
  - ①消耗部品及び油脂類の交換又は補充費用。
  - ②法令並びに表記販売店が指定する定期点検整備費用及び定期交換部品代。
  - ③不具合に伴い対象車両を使用できなかったことによる不便さ及び損失等(電話代、レンタカー代、宿泊代、交通費、休業補償、積荷補償、営業損失補償等)。
  - ④表記販売店及び特約販売店以外で修理を受けた場合の費用。

### 6.免責(延長保証)

ダイヤモンド保証プラスの延長期間中にお客様から保証修理の申し入れがあった場合、原因を同じくする1故障につき3,000円のお客様負担が発生します。

### 7.保証修理の限度額

保証修理は、その修理に要すべき費用の1年間(保証期間の開始日から)の累計が、保証書に定める「期間中の修理費の限度額」の金額の範囲内にとどまる場合に利用することができます。限度額を超えた場合の修理費用については保証修理を利用することはできません。なお、1年が経過すると、修理費の累計は0円にリセットされます。

### 8.保証の発効

ダイヤモンド保証及びダイヤモンド保証プラス(以下「本中古車保証」といいます)は、表記販売店が保証書にお客様のお名前、ご住所、対象車両の登録番号(車両番号)、車台番号、中古車登録日(中古車届出日)、保証書記載の販売店社名等の必要事項を記入の上、捺印することにより有効となります。

### 9.保証の適用および失効

本中古車保証は、日本国内で販売され、使用される自動車に限り適用します。また第2項第1号に示す保証期間が満了したときに効力を失うものとします。保証期間内であっても、自動車の譲渡等により保証書記載のお客様が対象車両の使用でなくなった時(車両の名義変更)、または対象車両が日本国外へ持ち出された時にも、同じく、効力を失うものとします。

### 10.保証の継承

本中古車保証は、対象車両の譲渡(車両の名義変更)とともに失効するものであり、継承はできません。ただし、同居の親族間で対象車両を譲渡された場合のみ、本中古車保証の継承を可能とします。

### 11.延長保証の解約

- (1) 延長保証に申し込みをされた後に任意解約をすることはできません。ただし、基本保証期間中に下記の事由が発生し、解約の申し込みがされた場合は解約することができます。
  - ①対象車両が全損または廃車となった場合
  - ②対象車両が他に販売または譲渡された場合
  - ③対象車両が差し押さえられた場合
- (2) 上記事由が成立した場合、直ちに表記販売店にご連絡をください。
- (3) 解約が成立した場合は、解約返戻金をお支払いいたします。

### 12.個人情報の取扱いについて

- (1) 三菱自動車工業株式会社並びに表記販売店は、本中古車保証を提供するため、ダイヤモンド保証申込書に記入された会員情報(以下「個人情報」といいます)その他情報を下記の目的で利用しますので、ご同意願います。
  - ①本中古車保証についての対応・回答
  - ②ご本人確認
  - ③自動車・保険・その他表記販売店において取り扱う商品・サービス等あるいは各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付・電話・eメールの送信等の方法により、ご案内すること
  - ④商品開発あるいは、お客様満足度向上策検討のため、アンケート調査を実施すること
- (2) 本中古車保証を提供するため、個人情報その他情報を、業務委託先に委託し、特約販売店及び引受保険会社に提出いたします。また、法令等に基づき、公的機関から開示の要請があった場合には、当該公的機関に提出させていただきます。あらかじめご同意願います。第三者に提供する個人情報その他情報はつぎのとおりです。
  - ①氏名・住所・電話番号等の申込書記載事項
  - ②申込書記載事項の内容変更
  - ③メーカー、車種、型式、登録番号(車両番号)等対象車両に係わる情報
  - ④対象車両の整備履歴